

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の一部改正に係る新旧対照表

現行	変更案
1 特定製品 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。	— (変更なし)
(5) 携帯用レーザー応用装置 「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。	(5) 携帯用レーザー応用装置 「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を <u>拡散せずに</u> 外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。
「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものである場合は、規制の対象となる。	— (変更なし)
「可視光線」とは、波長がおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことという。	— (変更なし)
(追加)	「拡散」とは、日本工業規格C6802(2014)レーザ製品の安全基準4.4に規定する条件を満たし、従来形のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクタは、規制の対象とはならない。 なお、日本工業規格C6802(2014)レーザ製品の安全基準4.4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。
「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンタに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあっては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。	— (変更なし)
「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む）や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、 <u>レーザーバックライト方式やレーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等</u> についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。	「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む）や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、 <u>レーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等</u> についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。
2 検査の方式等 (1) 検査の方式 検査の方式は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年3月5日通商産業省令第18号。以下「技術基準省令」という。）第14条によるものとするが、その解釈は別表のとおりとする。 なお、技術基準（技術基準省令別表第1の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。	— (変更なし)

別表

現行	変更案		
技術上の基準	技術上の基準の解釈	技術上の基準	技術上の基準の解釈
1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すもの）	1 (1) レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格C6802(2011)レーザ製品の安全基準8クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。 <u>ただし、9.2 レーザ放射の測定及び9.3 測定光学系の適用について</u> は、 <u>Publication I</u>	1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すもの）	1 (1) レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格C6802(2014)レーザ製品の安全基準4クラス分けの原則の規定による測定方法により測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあるこ

<p>すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 1) レーザ製品の安全基準3. 1 8 クラス 1 レーザ製品又は3. 2 0 クラス 2 レーザ製品であること。</p>	<p>EC 6 0 8 2 5 - 1 (Second edition - 2 0 0 7) I - SH 0 1によることができる。</p> <p>「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。</p> <p>なお、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 1) レーザ製品の安全基準3. 1 9 クラス 1 M レーザ製品であっても、8 クラス分けの規定による測定方法におけるクラス 2 に対して要求される限界値を超えないものは、クラス 2 レーザ製品として扱って差し支えない。</p> <p>「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p>	<p>象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 4) レーザ製品の安全基準3. 1 8 クラス 1 レーザ製品又は3. 2 1 クラス 2 レーザ製品であること。</p>	<p>とを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。</p> <p>なお、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 4) レーザ製品の安全基準3. 2 0 クラス 1 M レーザ製品であつても、4 クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス 2 に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス 2 レーザ製品として扱って差し支えない。</p> <p>「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p>
<p>(2) (1) のもの以外のものにあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 1) レーザ製品の安全基準3. 1 8 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が8. 3 e) 時間基準3) を満たすものに限る。)であること。</p>	<p>(2) レーザ製品のクラスについては、(1)と同様の方法により測定して確認すること。</p>	<p>(2) (1) のもの以外のものにあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 4) レーザ製品の安全基準3. 1 8 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が4. 3 e) 時間基準3) を満たすものに限る。)であること。</p>	<p>- (変更なし)</p>
<p>2 出力安定化回路を有すること。</p>	<p>2 回路図及び部品配置図を入手した上で、目視及び出力を測定して確認すること。</p> <p>「出力安定化回路」とは、電源の出力を調整する等により、放出されるレーザー光の出力を制限する回路をいう。</p>	<p>- (変更なし)</p>	<p>- (変更なし)</p>
<p>3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能 (ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。) を有さないこと。</p>	<p>3 (1) 「それ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの」とは、いわゆるレーザーポインターを指すが、事務用品としてのレーザーポインター以外に、レーザー付きジグソー、レーザー照準器付きモデルガン、レーザー付き温度計等の、工具、計器等を含む。</p> <p>「レーザー光の放出状態を維持する機能」とは、例えば、レーザー光が照射される状態でスイッチを固定する機能等をいう。</p>	<p>- (変更なし)</p>	<p>- (変更なし)</p>
<p>(2) (1) のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>○1 レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てら</p>	<p>(2)</p> <p>○1 レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。</p> <p>レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。</p> <p>○2 切替え機能によらずレーザー光の放出を停止させた上で、目視により</p>	<p>(2) (1) のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>○1 レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置</p>	<p>- (変更なし)</p>

<p>れたクラスの被ばく放出限界(日本工業規格C 6 8 0 2 (201)<u>1</u>)レーザ製品の安全基準<u>8.3</u>クラス分けの規則に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>○ 2 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p>	<p>確認すること。</p> <p>「使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合」とは、電池切れにより停止した時、故障状態になった場合等、使用者の意図によらず停止した場合をいう。したがって、使用者が意図してレーザー光の放出を停止するために、電源を切る場合等は含まない。</p> <p>「スイッチを入れ直すこと等を必要とする」とは、電池切れ等により装置がレーザー光の放出を停止した場合に、電池を入れ直したとき等にレーザー光が放出状態でないことを意図しており、機械的なスイッチであればレーザーの放出状態を切る状態となること、電子的なスイッチであれば電池を入れ直したとき等に電源等を押す必要があることをいう。</p>	<p>に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本工業規格C 6 8 0 2 (201)<u>4</u>)レーザ製品の安全基準<u>4.3</u>クラス分けの規則に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>○ 2 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p>	
<p>4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p>	<p>4 携帯用レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>	<p>－ (変更なし)</p>	<p>－ (変更なし)</p>
<p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては○ 3 の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては○ 1 及び○ 2 の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本工業規格C 6 8 0 2 (201)<u>1</u>)レーザ製品の安全基準<u>3.18</u>クラス<u>1</u>レーザ製品(その放出持続時間が<u>8.3e</u>時間基準<u>3</u>)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。)にあつては○ 2 の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>○ 1 レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>○ 2 レーザー光を人に向けない旨</p>		<p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては○ 3 の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては○ 1 及び○ 2 の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本工業規格C 6 8 0 2 (201)<u>4</u>)レーザ製品の安全基準<u>3.18</u>クラス<u>1</u>レーザ製品(その放出持続時間が<u>4.3e</u>時間基準<u>3</u>)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。)にあつては○ 2 の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>○ 1 レーザー光をのぞきこまない旨</p>	

○ 3 子供に使わせない旨		○ 2 レーザー光を人に向けない旨 ○ 3 子供に使わせない旨	
---------------	--	------------------------------------	--

